

議案第3号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市荒土町伊波第2号28番地の勝山市立荒土小学校体育館横駐車場において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所 勝山市荒土町細野第46号1番地1

氏名 西川 直美

住所 勝山市荒土町堀名中清水第4号16番地

氏名 石倉 玲子

2 事故の概要

平成29年1月20日午前10時30分頃、勝山市立荒土小学校体育館の屋根雪が落下し、北側駐車場に駐車してあった乗用車2台を破損したものである。

3 損害賠償の額 金748,229円

内訳 氏名 損害賠償の額

西川 直美 金406,249円

石倉 玲子 金341,980円

平成29年4月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。